相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区荻窪四丁目五二番地、最後の住所東京都小平市小川西町四丁目一八番四―二〇六号　被相続人　亡　古作　忠義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十二日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺東町一丁目一番一八号中村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堀　麦枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県下都賀郡野木町大字野木一八一四番地、最後の住所東京都杉並区和田三丁目五八番四号　被相続人　亡　佐久間純正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十二日

東京都千代田区平河町一―八―二山京半蔵門パレス四〇一号小代法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小代　順治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市南区八幡町二二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松澤　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十二日

横浜市中区尾上町一―四―一関内ＳＴビル五階

相続財産管理人　弁護士　林　薫男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県秦野市松原町二番、最後の住所神奈川県秦野市松原町二番二〇号

被相続人　亡　安藤　貞子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十二日

神奈川県厚木市中町四丁目一六番一八号ヤギビル三階西法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西　大良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市庄内一丁目三七三〇番地、最後の住所長野県松本市庄内一丁目七番一四号　被相続人　亡　上條　力

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十二日

長野県松本市白板一丁目九番四三号

相続財産管理人　古川　静男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市東区代官町三四一二番地、最後の住所岐阜県土岐市駄知町一二六三番地の三八土岐市恵風荘　被相続人　亡　兼松　加代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十二日

岐阜県多治見市金山町五―一　金山ビル三階

相続財産管理人　弁護士　森本　真仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県嬉野市塩田町大字谷所甲一五〇七番地、最後の住所大阪府豊中市走井一丁目一八番六号　被相続人　亡　馬場　順司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十二日

大阪市北区西天満一丁目七番四号協和中之島ビル五階　相続財産管理人　小谷　隆幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県邇摩郡温泉津町温泉津ロ一〇〇番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松村眞樹江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十二日

島根県大田市温泉津町吉浦四六四番地

相続財産管理人　小林　一彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山市中区平井七丁目一五〇一番地一六、最後の住所岡山市南区彦崎二三〇〇番地　被相続人　亡　赤座　正昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十二日

事務所岡山市北区富田町二丁目一三番一五号吉沢ビル四階

相続財産管理人　弁護士　高原　勝哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市東久保町二〇三六番地三、最後の住所兵庫県佐用郡佐用町三原三三五番地一三　三原ホーム　被相続人　亡　井上　政秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十二日

広島県尾道市高須町一八六二番地

相続財産管理人　井上チヱミ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市向島町八九一番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　魚谷　満弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十二日

広島県三原市幸崎渡瀬二番一〇号、事務所広島県三原市城町一丁目二五番六号　三原マリンビル三階

相続財産管理人　椛山　正宣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県柳井市伊保庄二〇五八番地、最後の住所山口県柳井市柳井三一一二番地　被相続人　亡　齋藤千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十二日

山口県岩国市麻里布町二丁目七番九号岩国Ｙ・Ｓビル五階

相続財産管理人　小澤　亮平

第41期決算公告

平成25年7月18日

北海道札幌市厚別区下野幌テクノパーク1丁目2―14

株式会社エコニクス

代表取締役社長　伊藤　聡

貸借対照表の要旨　（平成25年5月20日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	174,951	流動負債	73,099
固定資産	346,781	固定負債	234,778
有形固定資産	319,653	（うち退職給付引当金）	(34,520)
無形固定資産	2,854	（うち役員退職慰労引当金）	(15,402)
投資その他の資産	24,273	株主資本	213,855
		資本金	50,000
		資本剰余金	175,725
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	163,225
		（うち当期純利益）	(11,940)
		自己株式	△ 11,870
資産合計	521,732	負債・純資産合計	521,732